

令和 8 年 度

農林漁業機械オペレーター養成研修実施要領

1 目的

農林漁業機械の大型化、高性能化に対応して、健全な農林漁業経営を推進するためには、農・林・漁業機械の効率的かつ安全な利用が極めて重要となっている。

このため、本研修は、農・林・漁業機械利用者に対して技能の向上並びに安全知識の習得を目的として実施する。

2 研修の種類

(1) 大型特殊（限定なし）免許取得

大型特殊自動車の公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊自動車免許取得に関する研修を行なう。

(2) けん引（農耕限定）免許取得

農耕用トラクター使用における応用的な知識、技能の習得とけん引（農耕限定）免許取得に関する研修を行なう。

(3) 大型特殊（農耕限定）免許取得

農耕用トラクターの公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊自動車（農耕限定）免許取得に関する研修を行なう。

3 募集人員

(1) 前期	大型特殊（限定なし）	10名以内
	けん引（農耕限定）	10名以内
	大型特殊（農耕限定）	20名以内
(2) 中期	大型特殊（農耕限定）【Ⅰ】	20名以内
	大型特殊（農耕限定）【Ⅱ】	20名以内
(3) 後期	大型特殊（限定なし）	10名以内
	けん引（農耕限定）	10名以内
	大型特殊（農耕限定）	20名以内

4 研修実施計画

(1) 日程

時期	研修の種類		研修期間	備考
前期	I	大型特殊 (限定なし)	11日間 コース	5月26日(火)～6月9日(火) ※ 土・日曜日は休講
			8日間※ コース	5月26日(火)～5月27日(水)、 6月2日(火)～6月9日(火) ※ 土・日曜日は休講
		けん引 (農耕限定)	5月26日(火)～6月9日(火) ※ 土・日曜日は休講	
	II	大型特殊 (農耕限定)	6月20日(土)、6月21日(日) 6月27日(土)、6月28日(日) (6月22日(月)～6月30日(火)の 平日に受験手続きを実施)	
中期	I	大型特殊 (農耕限定)	7月14日(火)～7月21日(火) ※ 土・日曜日および祝日は休講	
	II	大型特殊 (農耕限定)	7月29日(水)～8月4日(火) ※ 土・日曜日は休講	
後期	I	大型特殊 (限定なし)	11日間 コース	10月5日(月)～10月20日(火) ※ 土・日曜日および祝日は休講
			8日間※ コース	10月5日(月)～10月6日(火)、 10月13日(火)～10月20日(火) ※ 土・日曜日および祝日は休講
		けん引 (農耕限定)	10月5日(月)～10月20日(火) ※ 土・日曜日および祝日は休講	
	II	大型特殊 (農耕限定)	10月27日(火)～11月2日(月) ※ 土・日曜日および祝日は休講	

※ 大型特殊(限定なし)研修については、前期、後期ともに11日間研修を基本とするが、運転者教育センターにおいて実施される運転技能試験への適応能力が高いと自負する者は、自己責任において8日間コースを選択できるものとする。

※※ 研修終了日の翌日または後日、運転者教育センターにおいて実施される運転技能試験を受験する。

※※※ 各研修期間中、平日の11:45～13:15に運転者教育センターにおいて実施する受験手続きへの参加は必須。

(2) 場 所

福井県あわら市井江葎50-8

「ふくい園芸カレッジ」 TEL (0776) 78-7873

(3) 受講料

- ・大型特殊（限定なし） 80,300円（うち消費税 7,300円）
- ・けん引（農耕限定） 80,300円（うち消費税 7,300円）
- ・大型特殊（農耕限定） 44,000円（うち消費税 4,000円）

5 研修受講の資格

(1) 大型特殊（限定なし）

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「普通自動車運転免許」を現に有し、下記の条件を満たしていること。

ア 70才以下*で農林漁業に年間概ね60日以上従事している者。

イ 新たに農林漁業に従事しようとする70才以下*の者。

ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町および農林漁業団体等の職員。

※定員に達しない場合は年齢要件を75歳以下とするので、申込書の提出を受付ける。

(条件) 視力が、両眼で0.7以上、且つ、一眼がそれぞれ0.3以上。又、一眼の視力が0.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で視力が0.7以上であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

(2) けん引（農耕限定）

前記(1)の要件を満たし、かつ、「大型特殊自動車運転免許」（農耕限定の大型特殊自動車免許でも可。）を現に有しており、下記の条件を満たしていること。

(条件) 視力が、両眼で0.8以上、かつ、一眼がそれぞれ0.5以上、さらに、深視力として、三桿（さんかん）法の奥行知覚検査器による3回検査した平均誤差が2センチ以下であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

※ 視力検査に合格しなければ、実技試験は受験できません。

(3) 大型特殊（農耕限定）

前記(1)の要件を満たしていること。

6 研修受講申し込み

前記5に該当する受講希望者は、農林漁業機械オペレーター養成研修受講申込書（別記様式第1号）に県、市町または農林漁業団体長等、いずれかの推薦書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

7 研修受講申し込み期限

各研修とも、申し込み期限は令和8年4月13日（月）（必着）とする。申込みは先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。定員に満たない場合でも、各研修区分とも、研修開始の3週間前日で締め切る。

ただし、前期Ⅱ大型特殊（農耕限定）において定員を超過した場合は、8の（2）により抽選を行う。

8 受講の決定

- （1） 理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、研修の時期、種類ごとに受講決定を通知する。
- （2） 前期Ⅱ大型特殊（農耕限定）の申し込みが定員を超過した場合は、抽選を実施する。
なお、法人、生産組織から前期Ⅱ大型特殊（農耕限定）の受講決定者がでた場合、大型特殊（農耕限定）の受講者数は年度内2名を限度とする（他期の定員未達時を除く）。

9 申し込みおよび問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
TEL (0776) 21-8315
担当 人材・研修支援課
E-mail kensyu@fukui-affsc.jp